

令和 8 年度における国立研究開発法人国立がん研究センターの障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国立研究開発法人国立がん研究センター

国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における国立研究開発法人国立がん研究センターの障害者就労施設等からの物品調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を下記のとおり定める。

1. 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績上回ることを目標とする。

2. 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

国立がん研究センター（以下「当センター」）においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、当センター「調達担当部署」にて適用する。

なお、調達担当部署は、物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、国立がん研究センター会計規程第 39 条第 5 項および国立がん研究センター契約事務取扱細則第 30 条第 9 号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法

律（昭和３５年法律第１２３号）第４３条第１項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

（３）障害者就労施設等からの物品等の調達推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、調達課及び東病院財務経理課において１の目標達成に向けて調達担当部署が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し実績の向上を図るために有益な情報提供を行い、障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

（４）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ①調達担当部署は、事業年度終了後に、前事業年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を財務経理部長に報告する。
- ②財務経理部長は、①による調達担当部署からの報告を取りまとめ、法第７条第１項に基づき、その概要を速やかに当センターホームページに公表するとともに厚生労働省大臣官房会計課に報告する。